

感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法により、次の感染症に罹患したときは本人の健康回復と周囲への感染防止のため出席停止となります。医師の登校許可が出るまで、しっかり自宅療養してください。

なお、治療が完了したときには医師から「登校許可書」へ証明をもらい、担任まで提出してください。

	病名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ポリオ ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであ って血清亜型がH5N1であるものに限る) 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び 新型インフルエンザ等感染症を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	<u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで</u> 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 感染の恐れがなくなるまで 感染の恐れがなくなるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師により感染の恐れがないと認められる まで

※ 病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認めたとときはこの限りではない。

※ その他の感染症…感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)、溶連菌感染症、手足口病等

登 校 許 可 書

白陵中学校・白陵高等学校長 様

中・高 年 組 番

生徒氏名

病 名

出席停止の期間 月 日 ~ 月 日

上記の者は治癒したので、 月 日から登校可能であることを証明します。

平成 年 月 日

病 医 院 ・ 医 師 名 印

※ 医師から口頭でしか登校許可がとれなかった場合のみ、保護者の方が上記の内容を記入し、署名・捺印してください。

保 護 者 名 印